

## 報告第 8 号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年 6 月 1 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第 5 号

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 処分理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）が一部改正されたことに伴い、課税免除の適用期限を延長させるため専決処分するものである。

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成18年おいらせ町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。